

県指定文化財の指定について

1 有形文化財の県指定

(1) 指定対象

「銅鱧口」(荒立神社所蔵)

「銅鱧口」(宮崎県総合博物館所蔵)

(2) 宮崎県文化財保護審議会(8月7日)の答申  
別紙1及び別紙2のとおり

(3) 備考

1月29日の平成29年度第2回宮崎県文化財保護審議会に諮問した件である。

2 告示案

宮崎県教育委員会告示第〇号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第4条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成30年9月 日

宮崎県教育委員会教育長 四本 孝

| 種別       | 名称  | 所在地                     | 所有者 | 備考                         |
|----------|-----|-------------------------|-----|----------------------------|
| 県指定有形文化財 | 銅鱧口 | 高千穂町大字三田井667<br>荒立神社    | 個人  | 天授六十二月十三日等の刻銘がある           |
| 県指定有形文化財 | 銅鱧口 | 宮崎市神宮2丁目4-4<br>宮崎県総合博物館 | 宮崎県 | 永徳元暦辛酉十月日、文明十三五月十五日等の刻銘がある |